

## ○富山県開発審査会条例

昭和45年3月30日  
富山県条例第4号

改正 平成11年条例第49号 平成18年条例第3号

富山県開発審査会条例を公布する。

### 富山県開発審査会条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第78条第8項の規定に基づき、富山県開発審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 審査会は、都市計画法第78条第1項に定める事項を行うほか、知事の諮問に応じ、富山県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例(平成18年富山県条例第3号)第3条第1項の規定による指定区域としての指定並びに同条第6項において準用する同条第1項の規定による指定区域としての指定の変更及び廃止について調査審議する。

(平18条例3・追加)

(組織)

**第3条** 審査会は、委員7人で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平11条例49・一部改正、平18条例3・旧第2条繰下)

(会長)

**第4条** 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平18条例3・旧第3条繰下)

(会議)

**第5条** 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、会長(会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者)及び3人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 18 条例 3・旧第 4 条繰下)

(幹事)

**第 6 条** 審査会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け審査会の事務を処理する。

(平 18 条例 3・旧第 5 条繰下)

(細則)

**第 7 条** この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会にはかつて定める。

(平 18 条例 3・旧第 6 条繰下)

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成 11 年条例第 49 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(平成 18 年条例第 3 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

## ○富山県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例

平成 18 年 3 月 24 日  
富山県条例第 3 号

改正 平成 19 年条例第 68 号

富山県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例を公布する。

### 富山県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 33 条第 4 項及び第 34 条第 11 号(これらの規定を法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、開発許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 19 条例 68・一部改正)

(敷地面積の最低限度に関する制限)

**第 2 条** 法第 33 条第 4 項(法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)に規定する開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度は、市街化調整区域(射水市の区域に限る。)において行われる開発行為であって、法第 34 条第 11 号に該当するものに限り、200 平方メートルとする。

(平 19 条例 68・一部改正)

(指定区域)

**第 3 条** 法第 34 条第 11 号(法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。第 4 条において同じ。)に規定する条例で指定する土地の区域(以下「指定区域」という。)は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域(当該土地の区域と一体的な利用に供されることが適当な土地の区域を含む。)として知事が指定する土地の区域とする。

- (1) 建築物の敷地相互間の距離が 50 メートル以内でおおむね 50 以上の建築物(市街化区域内に存する建築物を含む場合にあつては、そのうち、おおむね 25 以上の建築物が市街化調整区域内に存するものに限る。)が連たんしている区域であること。
- (2) 当該土地の区域内の主要な道路が、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項に規定する道路であり、かつ、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないように適当に配置されていること。
- (3) 排水路その他の排水施設が、当該土地の区域内の下水(下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 1 号に規定する下水をいう。)を有効に排出するとともに、その排出によって当該土地の区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。

(4) 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる区域を含まないこと(当該土地の区域及びその周辺の地域の環境の保全上支障がないと認められる場合を除く。)

2 前項の規定による指定区域としての指定(以下この条において「指定」という。)は、市長の申出により行うものとする。

3 市長は、前項の申出をしようとするときは、規則で定める事項を記載した申出書に、規則で定める書類を添付して知事に提出するものとする。

4 知事は、第2項の申出があったときは、必要に応じ、富山県開発審査会の意見を聴くものとする。

5 知事は、指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該指定区域を公示するものとする。

6 前各項の規定は、指定を変更し、又は廃止する場合について準用する。

(平19条例68・一部改正)

(環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途)

**第4条** 法第34条第11号に規定する開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途として条例で定める用途は、自己の居住又は業務の用に供する一戸建ての住宅(建築基準法別表第2(イ)項第1号又は第2号に掲げる建築物で、その高さが10メートルを超えないものに限る。)以外の用途とする。

(平19条例68・一部改正)

(規則への委任)

**第5条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平19条例68・旧第6条繰上)

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(富山県開発区域の面積を定める条例の廃止)

2 富山県開発区域の面積を定める条例(平成15年富山県条例第3号)は、廃止する。

(富山県開発審査会条例の一部改正)

3 富山県開発審査会条例(昭和45年富山県条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

**附 則**(平成19年条例第68号)

この条例は、平成19年11月30日から施行する。